

12-4 小山中学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止のための対策に関する基本的な方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、いじめに対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、このことは、行為の起きたときの本人や周囲の状況を客観的に認識することを排除するものではない。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、すべての生徒が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかななければならない。

本校では、「いじめのない学校づくりに向けた提言」（小山市いじめ問題対策検討委員会）を活用し点検及び強化に努め、さらに、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するためいじめ防止基本方針を定める。

3 学校の責務

すべての生徒が安全安心な状況下で学習活動等に取り組めるために、保護者や地域住民並びに関係機関などの連携を積極的に図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

○いじめの防止等のための対策の基本となる事項

基本施策

（1）いじめの「未然防止」の取り組み

- ① 学校教育目標「自主・健康・奉仕」を掲げ、心身ともに健康な生徒を育成し、卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ③ 自己指導能力を養うため、すべての教育活動で自己存在感を高め共感的人間関係を育成し自己決定の場を保持する。
- ④ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの未然防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ⑤ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳・学級活動等の時間を利用し人権作文や標語の作成や集会を実施する。
- ⑥ 「いじめ防止強調週間」を展開する。平成25年5月28日は「いじめゼロ子どもサミット」（小山市いじめ問題対策検討委員会）が開催された日であり、「おやまっこ いじめゼロ宣言」が子どもたちの手で作成・採択された日である。
- ⑦ 「いじめ対策アクションプラン」12-4-(3)の実践と評価を行い、成果や課題等に基づいて改善・充実を図る。
- ⑧ 後述の「学校いじめ対応組織」にて未然防止を図る。
- ⑨ ⑤⑥⑦について、保護者に知らせ、いじめ防止の啓発を行う。

（2）いじめの「早期発見」のための措置

- ① いじめ調査等
いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次の通り実施する。
 - ・アンケート調査 毎月
※必要に応じて随時行う
 - ・教育相談週間聞き取り調査 年3回【6月、10月、12月（3年）、1月（1、2年）】
 - ・hyper-QUによる学級生活状況調査 年2回【6月、11月】

- ② いじめ相談体制と周知
生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。
- ・生徒は担任あるいは最も話しやすい先生に相談
 - ・保護者は、担任、学年主任に相談
 - ・スクールカウンセラー、心の相談員、特別支援教育支援員の活用
 - ・いじめ等相談窓口（やすらぎ）の設置
- ③ いじめ未然防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上
いじめ未然防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめ未然防止等に関する教員の資質向上を図る。
- ④ インターネットを介して行われるいじめに対する対策
生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを介して送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを介して行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように指導する。**警察をはじめとする関係機関の介入が必要と判断した場合、指導助言をいただき対応策を講じる。**

（３）「早期対応」と「組織的な対応」

- ① **いじめ早期対応等**の対策のための組織
「学校いじめ対策組織」（生徒指導部会内）の設置
いじめ防止および早期対応等に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- ＜校内構成員＞
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員
- ＜校外構成員＞
スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、教育委員会指導主事、**関係機関（民生委員、子育て家庭支援課等の助言者）**
- ② いじめ対応の留意点
- ア **いじめの疑いも含めていじめに関わる相談を受けた場合は**、速やかに事実の聞き取りを丁寧に行い、有無の確認をする。このとき、傾聴に徹し、決めつけたような言動をとらないように注意する。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を**継続的に行うために、校内対策会議を開き対応を協議する。その後、対策員会で決定した内容をもとに聞き取りを開始し、指導を行う。その上で、必要があれば市教委へ報告する。**
- ウ 必要があると認めるときは、**いじめを行った生徒の学びを保証しつつ**、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。（校長）
- エ 生徒がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加える。
- オ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる生徒の育成を目指したものとする。

（４）重大事案への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が**生じた疑いがあり**、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合には、次の対処を行う。
- ア 重大事案が発生、またはその疑いがある旨を、小山市教育委員会に速やかに報告する。
- イ **学校は事実関係の調査を行い、必要に応じて所轄警察に通報し援助を求める。**
- ウ 小山市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- エ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- オ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（５）評価・改善

本校のいじめ防止基本方針が的確に運用され、全生徒が充実した学校生活を送ることができているかを客観的に確認するため、学校評価に相応の評価項目を設定し、PDCAサイクルに基づいて、検証・分析を加えながら改善を行うものとする。

令和６年４月１日改訂
令和６年１１月２７日改訂